

熊本市西部環境工場代替施設に係る焼却炉及び事業方式検討委員会（第４回委員会議事録）

I 日 時 平成 22 年 4 月 20 日（火）14：00～

II 場 所 熊本市役所別館自転車駐車場 8 階会議室

III 出席委員 8 名（50 音順）

荒井喜久雄（副委員長）、岩永宏平、篠原亮太（委員長）、島岡隆行、鳥居修一、堀洋一、坂本孝広、山田利博

IV 事務局 環境保全局職員他

V 傍聴者 6 名

VI 次 第

1 開会

2 前回議事録確認

3 審議

（1）事業方式の検討

4 その他

5 閉会

VII 議事録

（1）開会

【事務局より、開会の挨拶を行った。】

【人事異動により委員の交代を報告した。重浦委員及び原本委員に代わり、堀委員及び山田委員が就任した。】

（2）前回議事録確認

（事務局）前回議事録は資料のとおりである。この議事録は、本市のホームページにて公開する。

【傍聴者入室】

（委員） 審議に入る前に、本日は傍聴人がいる。ただ今から入場をお願いします。

傍聴人は、委員会の議事に対して意見等は発言できない。また、議事の進行を妨げられる場合は退場となる場合があるので、ご協力をお願いします。

（3）事業方式の検討について

【事務局より資料に関しての説明のあと、協議を行った。】

（委員） 公設＋長期包括委託方式と DBO はほとんど一緒である。違うのは建設と運営が一括発注か、否かということである。それ以外是一緒なのか。

（事務局）建設時、運営時等の役割分担において、長期包括委託の場合は、民間の役割は運転維持・管理のみとなる。DBO は、建設と運営を一括発注するため、設計・建設段階で相応の役割を担うこととなる。

(事務局) 補足する。長期包括委託の場合、建設した業者は、建設だけで仕事が終わりと、運転管理になると、また別の契約によって運転管理を行っていく形となる。そのため建設会社と運営会社が全く別の会社であることが多い。DBOの場合は、建設・運営を含めた1つのグループと契約する。建設については建設業者、運転については運転管理業者という別の業者と契約するが、基本契約でその2つが結び付いて、建設時のいろいろなノウハウ、いろいろな特殊な技術等が共有され、安定した運転ができると考える。

(委員) 東部環境工場は、委託管理を行っていないのか。

(事務局) 東部環境工場及び既設の西部環境工場はともに公設公営である。専門的なものは、部分的に委託をしている。

(委員) 公共と民間事業者の役割分担において、DBOの設計・建設に「公共／民間」と記載があるが、どのように考えればよいか。

(事務局) DBOはあくまで公設であり、建設の主体が市になる。要求水準等で市が内容についてかなり要望ができる。長期包括委託や公設公営は、市の設計あるいは仕様書の作成となり、100%市の考えを入れることができるところが違う。

(委員) 従来、公共では、仕事が増えた割には人員が増えず、長い歴史の中でアウトソーシングをしていったとの認識がある。その結果として、公共での技術力の低下という問題が発生していると考える。経済的には、民間にアウトソーシングすればよいかもしれないが、市の中である程度技術者を育成することも重要であると考えます。すべてを民間に任せていくことは問題であると思うが、今回の評価にはその視点がない。DBOは、本質的には市が設計・建設に係わっていくということであり、非常に有用な、いい方式だと思う。

(委員) DBOは運転維持管理が民間となっているが、ここにどれだけ公共で関与して履行確認をやるかによって事業の性質が変わってくる。その辺はどのように考えているのか。

(事務局) 運転管理のモニタリングは重要な業務になると思う。運転管理を民間に委託する場合、問題が生じないよう高い技術でモニタリングする必要があると考える。

(委員) 建設の期間中の支払いは年度ごとに差はあるが、財政の中では大きな影響はないと思う。市にとっては大きな問題と考えているのか。

2 点目は、将来的にごみの減少が生じる。事業方式はいろいろあるが、ごみの量の減少に対して効率的にできる体制、やり方を事業手法の検討の中でも考えたほうがよいと思う。

(事務局) 西部環境工場代替施設の建設には、膨大な費用がかかる。市としては、財政の計画的な運営の中で検討されるべきものと考えます。

また、市では今後ごみのリサイクル、減量について努力をしていく。一方で処理施設を計画する上では、不確定要因として検討を必要とする。運営を一括で長期的に民間事業者に委託する場合は、その辺の条件設定に際して、どうしても無理な部分が出てくるのではないかと懸念を抱いている。

(事務局) 補足する。建設費は、4年間に出来高払いを行うが、3分の1が交付金の対象となり、残りのうち、9割が起債対象で延べ払いになるため、実際の公共が支払う額としては小さな金額となる。

ごみの減少に対しては、市には東部環境工場もあり、両工場で調整をしながら対応してい

く形となる。西部環境工場代替施設において、民間との長期契約をした場合は、契約の見直しを含め、対策が必要となると考える。

(委員) 国からの補助はどの方式に対応しているか。起債ができるのはどの方式なのか。

(事務局) 交付金対象は、全方式が対象となる。PFIのBTO、BOTは民間からの融資に頼る形になるため、起債の対象としない。

(委員) 費用は、事業方式によってあまり差がない気がする。市の支出を150億円程度見込んだ場合、VFMは長期包括委託で8億円、DBOで11億円である。例えば8億円を20年間で割ると、年間4,000万円である。この試算には、市の職員の給与も含まれているのか。

(事務局) 人件費も含めている。

(委員) 長期包括委託やDBOでは、市の職員の方はいない設定か。

(事務局) 民営化の範囲が広がるに従って、市の人件費は少なくなる。

(委員) 既設の西部環境工場には今何十人くらい配置しているのか。

(事務局) 44名である。運転は、1班5名で4班体制である。そのほかに技術係、管理係がいる。技術係は、補修・点検・整備等を行っており、管理係はごみの受付や事務関係を行っている。民営の場合は、これが民間に移る形になる。民間の工夫によってどこまで下げられるかがポイントだと考える。

(委員) 今までの議論を踏まえると、PFIは難しい気がする。いろいろな面で民間に全部任せるのは問題という意見があり、実際に資金面でも不安が出る。残りの長期包括委託とDBOの2つを議論する形でもよいのではないか。

(委員) 長期包括委託とDBOの違いを明らかにした方がよい。DBOは建設契約と運営契約を分けるものの、実際には建設をする時点で運営委託も含めて契約する。これにより競争性が担保されると考える。長期包括の場合は、建設工事契約と運営委託契約が別々の契約になる。建設が終わったあとに運営委託となると、建設したメーカーと随意契約することが多く、競争性の担保が難しい。そこでの民間のノウハウを活用できないと考える。

(委員) DBOの課題を確認したい。DBOは基本契約があり、建設請負契約と運営委託契約に分かれている。こういう複雑な契約方式は、問題が起こったときには公共の側としては有利な形で調整できるのか。

(事務局) 1入札1契約という基本に則って、このような契約形態となる。応募者はグループで参加してくるため、グループ内の民間企業相互で何らかの協定を結んでいると想定する。また、基本契約で、ここを細かく詰めることによって、全体の姿を押さえることができると考えている。

(委員) SPCという会社と自治体が契約を結ぶことになる。SPCは建設会社と維持管理会社から出資するのか。

(事務局) 建設会社と維持管理会社は、SPCの出資会社となる。契約は、建設会社、SPC両方を合わせて基本契約を結ぶ。

(委員) 契約のやり方であるが、グループを総合評価方式等で評価し、そのグループと相手先を決める形になるのか。

(事務局) 選定方法は、今後の検討になる。

(事務局) 一般的には、公共から入札説明書等の条件を示し、その内容に応じ、建設を担当する事業者、運転を担当する事業者等がグループで応募してくる。選定方法は、決まっていないが、何らかの形で1グループを選出する。そのグループの中の建設を担当する事業者と建設請負契約を締結する。それから建設事業者や運転事業者が出資を行い、SPCという会社を設立し、その会社と運営契約を結ぶ。

先ほど質問があったが、建設を請け負う会社とSPCという会社は別の会社である。そのため、建設請負契約と運営契約を結びつける基本契約を締結する。その中では、トラブルが起きたときに相互に話し合って、ルールを決めて早期に解決を誘導する仕組みを盛り込んでいる事例も多い。

(委員) 契約の時点で責任の所在をはっきりさせるということである。

(委員) 当初20年間の運営契約を結ぶ計画である。一方でこの施設は35年程度の稼働をさせたいということであるが、35年間プラントをもたせるような契約は可能なのか。

(事務局) 焼却施設は、施設を建設した当初は大きな故障もないが、ある期間を過ぎると大規模な改修が必要となる。この費用を計画すると、施設建設当初の時点では不確定要因が多く、条件設定をすることが難しいということで20年という運営期間を設定している。

仮に大規模な施設整備等が必要になった場合は、別途契約して実施していきたいと考えている。20年以降については、直営でやるか、別途方式を選択するのかというリセットの機会になると考えている。

(委員) 10年でも劇的に変わってくる現状で、20年でも大変だと思う。

(委員) 10年先も分からない中で、20年間を設定するため、当然そのリスクが出て来る。そのリスクを資料のリスク分担表に沿って、それぞれが分担をするという考えでよいか。

(事務局) リスク分担表に沿ったかたちで契約を結ぶことになるかと想定する。

(委員) 委託期間の設定であるが、環境省がCO₂削減や長く使う施設に交付金を出す方向である。修繕にこれを使えることは市にとって有益であり、15年、20年の事業期間設定は、問題なく、合理性はあると思う。

評価において「長期稼働への対応」は差がないと判断し、除外している。確かにどの方式でも修理は可能だと思うが、PFIで実施した施設は、全国でもみられるが、本当に可能かどうかの検証がない。この項目を変えないと判断するのは、今の時点では無理があると思う。

(事務局) 確かにその傾向があると思う。次回の評価には追加する。

(委員) 本日の意見を踏まえて、評価表を再整理すること。

(事務局) 承知した。

(委員) 事業者の選定は、全国的に総合評価方式が非常に増えている。総合評価方式を採用する場合の評価には、本資料の事業手法の評価項目を含めて評価していくと考えてよいのか。

(事務局) 選定方法は今後判断する。評価項目については、必然的にここで挙げた項目は、主なものとなっていくと予想する。

(委員) 次回の委員会で事業方式の結論を出すということによいか。

(事務局) 次回委員会で事業方式の結論を出してほしい。また次回委員会で、委員会のこれまでのま

とめを提示したいと考えている。

(4) その他

(事務局) 第5回委員会は、5月6日木曜日の開催を予定する。時間は13時からとする。場所は、本庁舎4階のモニター室を予定する。

(5) 閉会

【事務局より閉会の挨拶を行った。】